

議案第 5 3 号

山都町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

山都町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年 1 2 月 5 日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

社会において旧姓を使用しやすくするという女性活躍推進の観点から、住民票、個人番号カード等への旧氏の記載が可能となることに伴い、旧氏による印鑑登録を行うことができるようにするため、関係条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

山都町印鑑の登録及び証明に関する条例（平成１７年山都町条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「町の住民基本台帳」を「町が備える住民基本台帳」に改める。

第４条第１項中「当該登録申請者」の次に「又は代理人」を、「当該申請が」の次に「登録申請者」を加える。

第５条第１号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和４２年政令第２９２号。以下「令」という。）第３０条の１３に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和４２年政令第２９２号）第３０条の２６第１項」を「令第３０条の１６第１項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条第２号中「氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条に次の１項を加える。

２ 町長は、前項第１号及び第２号の規定にかかわらず、外国人住民（法第３０条の４５に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏のものが氏名の片仮名表記（住民基本台帳の備考欄に記録される氏名の仮名表記を片仮名表記に読み替えたものをいう。以下同じ。）又はその一部を組み合わせたものであって町長が認めたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

第１５条第１項第４号中「氏」の次に「（氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を、「名」の次に「（外国人住民にあつては、通称又は氏名の仮名表記を片仮名表記に読み替えたものを含む。）」

を加える。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

山都町印鑑の登録及び証明に関する条例(平成17年条例第11号)新旧対照表

現行	改正後（案）
(登録資格) 第2条 町の住民基本台帳 _____ に記録されている者は、1人1個に限り、印鑑の登録を受けることができる。 2 (略) (登録申請の確認) 第4条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該登録申請者 _____ が本人であること及び当該申請が _____ 本人の意思に基づくものであることを確認するほか、印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要事項について審査する。 2・3 (略) (登録印鑑の規制) 第5条 町長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該印鑑を登録しないものとする。 (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名 _____ _____ 若しくは通称(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名 _____ 若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの (2) 職業、資格その他氏名 _____ 又は通称以外で表しているもの (3)～(6) (略)	(登録資格) 第2条 町が備える住民基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り、印鑑の登録を受けることができる。 2 (略) (登録申請の確認) 第4条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該登録申請者 <u>又は代理人</u>が本人であること及び当該申請が<u>登録申請者</u>本人の意思に基づくものであることを確認するほか、<u>印鑑登録申請書</u>に記載されている事項その他必要事項について審査する。 2・3 (略) (登録印鑑の規制) 第5条 町長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該印鑑を登録しないものとする。 (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)若しくは通称(令第30条の16第1項 _____ に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの (2) 職業、資格その他氏名、<u>旧氏</u>又は通称以外で表しているもの (3)～(6) (略)

(印鑑登録の抹消) 第15条 町長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 氏 _____	2 町長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、<u>外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)</u>のうち<u>非漢字圏のもの</u>が氏名の片仮名表記(住民基本台帳の備考欄に記録される氏名の仮名表記を片仮名表記に読み替えたものをいう。以下同じ。)又はその一部を組み合わせたものであって町長が認めたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができ<u>る。</u> (印鑑登録の抹消) 第15条 町長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 氏(氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)<u>又は名(外国人住民にあつては、通称又は氏名の仮名表記を片仮名表記に読み替えたものを含む。)</u>の変更により、登録を受けている印鑑が第5条第1号に該当することとなつたとき。 (5) (略) 2 (略)
_____ 又は名 _____ _____ の変更により、登録を受けている印鑑が第5条第1号に該当することとなつたとき。 (5) (略) 2 (略)	

【資料】

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令 印鑑登録証明事務処理要領の一部改正について

1 改正の概要

平成31年4月17日に住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第152号。）が公布され、令和元年11月5日より施行された。

今回の改正は、社会において旧姓を使用しながら活動する女性が増加している中で様々な活動の場面で旧姓を使用しやすくするという女性活躍推進の観点から、これまで累次にわたり閣議決定されてきた住民票、個人番号カード等への旧氏の記載を可能とするものである。これに伴い、旧氏による印鑑登録ができるように関係する条例・施行規則について所要の改正を行う必要がある。

2 根拠法令

- ・住民基本台帳法
- ・住民基本台帳法施行令
- ・住民基本台帳事務処理要領
- ・印鑑登録証明事務処理要領

3 改正案提出に至るまでの経緯

平成31年4月17日 住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の公布
令和元年10月 上益城郡内他4町への状況調査（メール・電話）
令和元年11月5日 住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の施行

4 上益城郡内他4町の状況報告

令和元年11月5日現在

旧氏併記 実施済 1町（嘉島町）
実施予定 他3町（益城町・御船町・甲佐町）

5 主な内容

氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合は、登録できる印鑑に「旧氏」を追加し、併せて印鑑登録原票及び印鑑登録証明書に氏名のほか当該旧氏を併記する。